

## II. 劉憲権\*

# 中国の金融犯罪に関する 刑事立法の発展について

張 小寧\*\* (訳)

金融活動は現代社会の市場経済活動の核心である。ある意味では、金融活動がなければ現代意味での市場経済活動はないといえる。しかし、市場経済における金融活動には金融犯罪が不可避である。したがって、金融犯罪を予防・処罰する刑事立法活動はきわめて重要である。中国では、金融犯罪に関する刑事立法の開始は早かったが、紆余曲折を経た。本稿は、中国の金融犯罪に関する刑事立法の発展について、簡単な紹介をする。

### 1. 中国の金融犯罪に関する 刑事立法の発展過程

中国では、金融業の発展と金融市場の建設及び整備は、紆余曲折且つ複雑な過程を経て、20世紀80年代の経済体制の改革後、ようやく順調に発展することができ相当な規模になることもできた。それに対応して、中国の金融犯罪に関する刑事立法は、「断片的立法、大枠の形成、体系形成」という発展過程を経た。

#### ① 断片的立法

中華人民共和国が建国された直後は、当時の経済状況の影響で、金融犯罪は刑事立法の主要な内容ではなかった。その際、金融犯罪の状況に応じて、単行の刑事条例及び法規などが制定された。その中で、1951年3月に制定された「国家貨幣入出国禁止規則」では、国家貨幣すなわち人民幣の国外への持出し・国内への持込みを禁止し、それに違反する行為に対して行政制裁と刑事処罰を科す、と規定している。特に重要なのは、1951年4月19日当時の政務院が、国家貨幣を保護し、国家金

---

\* りゅう・けんけん 華東政法大学法律学部教授

\*\* ちょう・しょうねい 山東大学(威海)法学部講師

融を固めるため、「国家貨幣妨害治罪の暫行条例」を公布・施行したことである。理論上では、その条例は、中国が成立した後金融犯罪に関する最初の系統的法規である、と考えている。1955年、1957年新たな人民幣が発行された際、國務院は命令を發布し、貨幣偽造行為に対して「国家貨幣妨害治罪の暫行条例」にしたがい処罰すべきである、と再び強調した。

この時期の金融犯罪に関する刑事立法の特色は、断片的、単一しかも不完全なことである。それは、当時の閉鎖的金融市場及び特殊な経済発展の背景によるものである。今日の基準から見れば、当時の大多数の金融犯罪行為は犯罪にならず、ひいては経済発展に有益であり政府が奨励すべき行為である。

## ② 大枠の形成

建国の三十年後、すなわち、1979年に中国の最初の刑法典がようやく制定された。当時の金融業の発展は遅く、社会生活において金融活動は重要ではなく、しかも刑事犯罪において金融犯罪が占める比例も低いなどの要素により、79年刑法では金融犯罪を独立の章又は節として設けておらず、関連する罪名を各章又は各節に置いていた。第三章の社会主義市場経済秩序破壊罪には、金融犯罪に関わる犯罪は、122条の国家通貨偽造罪・偽造の国家通貨販売罪、123条の有価証券偽造罪しかなかった。実際に、金融法規に違反する行為に対しては、投機取引罪、職務懈怠罪、詐欺罪などとして、処罰した。

経済体制の改革に伴い、中国の証券市場及び外貨市場はますます開放されてゆき、その他の金融業務も市場経済の繁栄に伴い活発化する。それに対応して、刑法のものと規定は金融市場秩序の維持にとって不十分なものとなる。そのため、立法機関である全国人民代表大会常務委員会は、「補充規定」と「決定」の形式で20以上の単行刑法を發布・施行した。その中で、特に重要なのは、1995年6月30日、第八回全国人民代表大会常務委員会第十四回会議により、「金融秩序破壊罪に対する懲罰に関する決定」が公布されたことである。その決定は、79刑法における国家通貨偽造罪・偽造の国家通貨販売罪、有価証券偽造罪、投機取引罪、詐欺罪に取って代わり、さらに金融犯罪及び刑事処罰に関する大量の具体的規定を増設した。その決定が法制化されたことにより、その中の金融犯罪に関する規定は、79刑法の規定を完全に取って代わり罪の定義の根拠になった。また、多くの規定内容は97年刑法に引き継がれた。それゆえ、「金融秩序破壊罪に対する懲罰に関する決定」の發布は、中国の金融犯罪に関する刑事立法にとっての一里塚という意味があり、一定の限度で79年刑法の不足を補うものであった。これにより、中国の金融犯罪に関する

刑事立法も大枠ができあがった。しかし、当時の立法内容は断片的であり、しかも金融犯罪について科学的に分類をしなかったため、その金融犯罪に関する刑事立法は、系統性がなく、法典化もされなかった。

### ③ 体系形成

中国の金融体制の改革及び開放に伴い、金融市場の体系は発展・整備してゆく。それとともに、各種の新たな金融犯罪が次々に発生し、金融市場の発展にも影響を与えた。そのゆえ、金融犯罪に関する刑事立法の発展及び完備が必要であり、規制体系の確立も必要である。「金融秩序破壊罪に対する懲罰に関する決定」を基礎として、1997年刑法（現行刑法）は、新たな犯罪を増設し、金融犯罪に関する立法内容を系統的に規定し、金融犯罪について科学的に分類することにより、金融犯罪を全面的、系統的に規定しており、中国の金融犯罪に関する刑事立法の断片的状態を終わらせた。

その後、新たな金融犯罪を処罰するため、全国人民代表大会常務委員会は、単行刑法である「外貨の騙し買い、外貨逃避および外貨の非法売買に対する懲罰に関する決定」（以下、「98年決定」と称する）、「刑法修正案」、「刑法修正案（三）」、「刑法修正案（五）」、「刑法修正案（六）」、「刑法修正案（七）」、「刑法修正案（八）」を続けて発布し、金融犯罪の罪名、罪状および法定刑などについて補足・修正し、金融犯罪に関する刑事立法をさらに整備した。詳しい内容は以下のようなものである。

1998年12月29日、全国人民代表大会常務委員会による「98年決定」の1条は、外貨の騙し買いに関する規定を新設した。1995年12月25日「刑法修正案」は、刑法における金融犯罪に関する規定を改正し、先物のインサイダー取引犯罪、先物の取引虚偽情報捏造伝播罪を新設した。2001年12月29日「刑法修正案（三）」はマネーロンダリング罪の資金獲得方式にテロ活動によるお金を増設し、組織体によるマネーロンダリング罪に対する法定刑を引き上げた。2005年2月28日「刑法修正案（五）」は刑法177条の後にクレジットカード管理秩序妨害に関する規定を増設し、177条の1としており、また、刑法196条におけるクレジットカード詐欺罪の行為様態を改正した。2006年6月29日「刑法修正案（六）」は、相場操縦罪、貸付金の違法放出罪、マネーロンダリング罪を改正し、貸金・手形引受・金融切符の騙し取り罪、受託財産背信運用罪、資金違法運用罪を新設した。2009年2月28日「刑法修正案（七）」は、インサイダー取引犯罪を改正し、「未公開情報利用取引罪」に関する規定を新設し180条4款とした。2011年2月25日「刑法修正案（八）」は、刑法200条

を改正し、組織体集金詐欺罪、手形詐欺罪、金融証書詐欺罪、信用証書詐欺罪について、その直接責任を負う主管者その他の直接責任者に対して罰金を科し又は科すべきであるという規定を新設した。今回の改正では、とりわけ重要なことは以下のとおりである。すなわち、13の非暴力犯罪に対する死刑が削除されたが、その中で、三つの犯罪は金融詐欺犯罪であり、具体的には手形詐欺罪、金融証書詐欺罪、信用証書詐欺罪である。そのため、現行刑法の金融犯罪では、死刑に処されるのは、集金詐欺罪と貨幣偽造罪しかない。

以上の「98年決定」と六つの刑法改正案の結果、中国の現行金融刑事法律には、刑法3章4節の金融管理秩序破壊罪と5節の金融詐欺罪があり、あわせて31の条文、38の犯罪がある。中国の金融犯罪に関する刑事立法は比較的系統的、全面的、完結的体系を有している。

## 2. 中国の金融犯罪に関する 刑事立法の発展の特徴

中国の金融犯罪に関する刑事立法の発展過程を見れば、以下の四つの特徴がある。

### ① 積極的且つ妥当な刑法理念の表現

中国の刑事立法の金融市場への介入は、一步一步の拡大と深化の過程を経た。その過程も金融犯罪に関する刑事立法の発展過程であり、刑法という手段により金融市場の発展に介入し、コントロールする過程でもある。その金融犯罪に関する立法態勢は、立法者の積極的且つ妥当な刑法理念を反映している。ただし、中国の金融犯罪に関する立法順序は転倒している。例えば、刑法における金融犯罪は金融の行政又は経済立法を前提とするべきであり、そうでなければ、法定犯又は行政犯と言えないのである。しかし、中国では、行政又は経済立法より、刑法がより早く金融犯罪について規定した。したがって、行政又は経済立法が制定される前に、刑法により金融犯罪を認定する際、「法規に違反する」という要件に関する詳しい規定はなかった。また、刑法上の規定は行政又は経済立法の規定内容に必ず影響を与える。その転倒には大きな弊害はないが、理論上ではありえないことであろう。

### ② 中国の金融市場の変化および発展との適応

以上に述べたように、97年刑法が制定された後、全国人民代表大会常務委員会に

よる「98年決定」及び六つの刑法改正案の内容には、金融犯罪に関する刑事立法がある。それは、中国の金融犯罪に関する刑事立法が遅れているという現象を表しているが、近年来中国の金融市場の迅速な発展現象をも表している。また、改革開放以来、特に WTO に加入して以来、国際社会が中国に対して有する要請をも反映している。以上の刑事立法は、金融犯罪に関する刑事立法の不足を補い、金融犯罪の処罰に関する司法実務の要請を満たし、中国の金融市場の変化及び発展を反映しているとともに、国際的な金融犯罪に関する刑事立法に近づくように努力している。

### ③ 伝統的犯罪分類の理論の突破

現行刑法では、金融犯罪に関する犯罪は、第三章第四節の「金融管理秩序破壊罪」及び第五節の「金融詐欺罪」に分けられている。その分類方法は、犯罪の客体（≒法益）により犯罪の種類を分ける伝統的な刑法理論を超えるものである。それは、金融犯罪に関する現行刑法の立法上の特色である。すなわち、金融犯罪に関する規定について、中国刑法は、混合分類法を採用し、犯罪行為によって侵害される客体——「金融管理秩序」を根拠としているとともに、金融詐欺罪がますます氾濫する状況に応じて、詐欺行為の特徴を根拠として、金融犯罪について分類している。すなわち、「金融管理秩序破壊罪」と「金融詐欺罪」に分けているのである。

### ④ 厳しい処罰の趣旨および経済的制裁の重視

まず、現行刑法における金融犯罪に関する立法規定は、最も厳しい死刑を保留している。例えば、貨幣偽造罪、集金詐欺罪などのような重大な金融犯罪について、法定刑では死刑が規定されている。次に、金融犯罪の法定刑は比較的に高く、大多数のものが5年以下の有期徒刑であり、少数のものは3年以上10年以下の有期徒刑である。それは、金融犯罪の社会危害性に配慮し、金融犯罪に対して厳しい態度を採用する立法者の態度を反映している。最後に、財産刑を重視している。金融犯罪に関する大多数の刑法条文では、罰金刑を規定しており、金融詐欺罪について財産の没収をも規定している。金融犯罪に対する経済罰を強調し、犯罪者に金融犯罪により利益を獲得させないようにする立法理念を反映している。それは、刑法における金融犯罪に関する指導的立法思想である。

## 3. 中国の金融犯罪に関する刑事立法についての展望

中国の現行法律では、金融犯罪に関する規定は比較的に全面的且つ科学的であ

り、中国において金融犯罪に対する司法実務にも適応しているといえる。ただし、その法律規定には問題がないわけではない、そのため、理論的にさらに検討し、整備するべきである。今後、以下の三つの側面で中国の金融犯罪に関する刑事立法を整備するべきであると思われる。

#### ① 金融犯罪の罪の定義および量刑の基準の整備

金融犯罪では共通点があるが、金融市場には多数の分野がある。たとえば、貸し金の場合もあるし、貨幣の場合もあるし、証券・先物の場合もある。そのため、ある市場又は分野の金融犯罪では、行為の様態には共通点があるが、異なるところ、例えば犯罪による所得額に関する認定は、差異が極めて高いのである。例えば、証券犯罪と先物犯罪の行為様態は一致しているところがあるため、合わせて同じ条文に規定されているが、その合わせて規定する方式には不十分なところがある。証券・先物犯罪では、「情状が重い」、「情状が極めて重い」という罪の定義及び量刑の要件を規定しており、一般的にその要件の基準は犯罪による所得額である。しかし、先物取引の場合、小さな額により大きな取引量を操縦でき、又は空売り空買いをできるため、証券犯罪より、取引量においても範囲においても、先物犯罪のほうが市場への危害はより高いのである。そのほか、証券・先物犯罪の罰金刑規定に問題がある。例えば、証券先物取引虚偽情報捏造伝播罪では、「1万元以上10万元以下の罰金を併科又は単科する」と規定している。その罰金は、証券犯罪に対してはある程度の威嚇力があるが、通常取引額が数億又は数十億である先物犯罪に対しては九牛の一毛に過ぎない。証券犯罪と先物犯罪の罪の定義及び量刑の要件を同じと見なせば、（犯罪収益との関係では——訳者注）証券犯罪に対する処罰が先物犯罪に対する処罰より重くなる可能性があり、罪刑が均衡し得ない状況になる。

中国の今の立法現状では、その状況を解決するため、刑事司法解釈の方式により、異なる分野又は市場の金融犯罪の立件基準・罰金の起点・各種の具体的情状について格別な規定を設けるほうがよいと思われる。現行刑法における大多数の犯罪の定義又は量刑の要件、特に金融犯罪に関する犯罪額の基準は、司法解釈で明確に説明されている。その意味では、司法解釈は刑法の補足である。異なる分野又は市場の金融犯罪を分けられない状況では、司法解釈でその罪の定義又は量刑の情状について異なる規定を設けるほうが、中国の立法と司法実務に応じたものになるであろう。刑法における金融犯罪の罰金刑について、その経験を積み重ねて見ると、改正案の方式で、同じく条文において異なる分野又は市場の金融犯罪について格別の罰金刑を規定することにより、異なる分野又は市場の金融犯罪の個別の特徴に応じ

たものになる。

## ② 刑法と他の金融法律との協調性の整備

現行刑法における金融犯罪に関する規定内容は、金融法律における規定と一致していない。詳しく言えば、構成要件に関する規定の不一致と金融犯罪の種類に関する不一致である。構成要件に関する規定の不一致というと、例えば、刑法の旧174条における金融機構無断設立罪における「金融機構」には証券・先物機構がないのに対して、証券法の旧178条・179条は、「証券取引所非法開設」、「許可と業務許可証を得ず、証券会社を無断設立し証券業務を無断経営する」行為について、「犯罪に該当すれば、法律により刑事責任を追及する」と規定していた。そのため、刑法改正案は刑法の旧174条を改正し、元の「中国人民銀行の許可を得ず」という文言を「国家の主管部門の許可を得ず」に変更し、証券法の規定と一致させた。金融犯罪の種類に関する不一致といえば、現行刑法における金融犯罪の種類に関する規定は、金融法律で「犯罪に該当すれば、法律により刑事責任を追及する」と規定されている金融犯罪の種類と一致していない。その不一致は、証券犯罪の分野で特にひどいのである。すなわち、証券法の11章「法律責任」では各種の証券違法行為及びその犯罪行為を規定しており、その231条では「本法に違反し、犯罪に該当すれば、法律により刑事責任を追及する」と規定している。しかし、刑法にはそれに応じた金融犯罪の規定はないのである。

金融犯罪について、中国法は付属刑法と刑法典が結合する立法モデルを採用している。そのよいところはあるが、犯罪構成要件などの基礎的問題について、付属刑法と刑法典は一致を保たないことが多いのである。目前の不一致の現状は、金融法律と刑法の立法部門が異なり、その問題意識も異なるからである。理論及び実務では、金融犯罪の罪の定義及び量刑の基準について、刑法だけによらないのである。ただし、金融犯罪が法定犯であり、金融法律における金融犯罪に関する規定内容はその罪の定義及び量刑に大きな影響を与える。したがって、金融法律と刑法の規定の不一致は司法実務に不統一をもたらす。

## ③ 金融犯罪の法定刑の整備

刑法における金融犯罪に関する法定刑には科学性があるが、改正及び整備すべきところはある。それは、以下のようなことである。

## I. 通貨偽造罪・集金詐欺罪に対する死刑について

現在、金融犯罪である通貨偽造罪及び集金詐欺罪に対して、刑法は死刑を規定している。通貨偽造罪が伝統的経済犯罪であり、しかも世界中で解決しにくい状況であるため、それに対する死刑を保持することには、合理性がある。しかし、通貨偽造罪は非暴力的経済犯罪であるため、司法実務ではほかの死刑犯罪より慎重に適用すべきであるが、時機がよくなれば廃止すべきである。また、集金詐欺罪に対して死刑を適用することは妥当ではない。近年来、中国では集金詐欺罪を犯し死刑（死刑の執行猶予も含まれる）に処された事件が幾つか起きた。その死刑を保持する理由は、集金詐欺罪が多くの被害者と関わり、集団的事件を起こしやすいからである。しかし、学界では異なる見解がある。（本罪に死刑を科すことには——筆者注）「一定の不合理性はある」と思われる。犯罪の性質から見れば、集金詐欺罪は非暴力性と経済犯罪という特徴がある。それゆえ、本罪は死刑と合理的対等関係がないのである。集金詐欺罪とその他の同じ種類の犯罪との関係から見れば、集金詐欺罪に対する死刑を保持すれば、その他の同じ種類の犯罪との罪刑均衡を保つことはできない。刑法改正案（八）が、手形詐欺罪、金融証明書詐欺罪と信用証明書詐欺罪に対する死刑を廃止した結果、集金詐欺罪に対する死刑だけが保持されている。それは、金融詐欺罪に対する死刑の廃止基準に不統一をもたらす。立法意図から見れば、刑法改正案（八）は集金詐欺罪に対する死刑を保留しているが、中国で死刑特に経済犯罪の死刑を廃止する動向を阻止するものではない。そのため、集金詐欺罪に対する死刑を保留する現状では、司法実務において死刑をより慎重に適用し、ひいては適用しないようにするほうがよいと思われる。付言すれば、できるだけ早めに集金詐欺罪に対する死刑を廃止すべきであろう。

## II. 刑法における罰金刑と金融法律における行政罰の額の調和

法律の成立時期が異なり、立法者の視点が異なるため、中国刑法における金融犯罪の罰金刑と金融法律における科料は調和できていない。例えば、刑法181条1款は、証券先物取引虚偽情報捏造伝播罪について、1万元以上10万元以下の罰金を規定している。それと異なり、証券法206条は、同じ行政違法行為について、3万元以上20万元以下の科料を規定している。この罰金額と科料額の不一致は刑法の基本理論に違反し、罪刑均衡原則にもかなっていないのである。したがって、刑法における金融犯罪に対する罰金額を調整すべきであり、その調整は金融法律における科料額を基礎及び根拠として、罰金額を適当に高めるべきである。

### Ⅲ. 自然人と組織体に対する罰金刑の協調性の欠如

刑法は、組織体（中国語では「単位」——訳者注）を犯罪の主体として明確に規定している。大多数の金融犯罪では、組織体が犯罪主体になれると刑法各則は規定している。しかし、自然人による金融犯罪の罰金額については刑法が詳しく規定しているのに対して、組織体による金融犯罪の罰金額については、刑法は逆に具体的額を規定していない。その協調性の欠如は司法実務で困難を引き起こした。特に組織体に罰金を科する際、自然人に対する罰金より重いか否かという問題については、一般的に重いほうがよいと考えている。ただし、具体的に執行する場合、法律基準がないため、科刑が統一できない。その際、組織体に対する罰金は自然人に対する罰金より重いほうがよいと思われる。それは、組織体犯罪の特徴と組織体に対する処罰形式によるのである。刑法又はその司法解释では、組織体に対する罰金額を明確に規定し、その規定は自然人に対する罰金刑を基礎として、その額の何倍だと詳しく規定したほうがよいであろう。

### Ⅳ. 「市場取引の禁止」という資格刑の欠如

金融犯罪では、市場取引の禁止は、金融犯罪者が続いて金融業務に従事する資格を剥奪するという意味であり、金融に関わる職務を担当する資格をも剥奪するという意味である。ところが、中国刑法を分析すれば、犯罪者が特定の職業又は職務に従事する権利を剥奪することについて、刑法はこれを嫌っているようである。しかし、金融犯罪を分析すれば、多くの犯罪者は自身の職業又は職務を利用して罪を犯しており、その行為は金融業務の職業又は職務に違反するものである。したがって、金融犯罪者に罰金を適用すればその経済上の再犯能力を剥奪するのと同じように、金融犯罪者に市場取引の禁止を適用すれば、その再犯の条件は剥奪されるようになる。刑法において市場取引の禁止という資格刑を設立すれば、司法実務に適應するであろうし、それには正当な法理及び道義根拠もあるであろう。